

入札（見積）に関する注意事項（さいたま市水道局）

次の案件について、被指名業者におかれましては、関係法令、関係書類並びに履行場所等を熟知の上、下記の注意事項を遵守し、入札（見積）書を提出してください。

なお、本案件は、埼玉県電子入札共同システム（以下、電子入札システムという。）により入札手続き等を実施しますが、電子証明書（ICカード）をまだ所持していない事業者の方も、紙の入札書等により御参加可能としています。

記

契 約 整 理 番 号	2600197		
案 件 名	配水支管布設に伴う私道現況調査（R 8 単価契約－南部）業務		
履 行 場 所	さいたま市内（主に中央区・桜区・浦和区・南区・緑区）		
履 行 期 間	契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日（金）まで		
業 務 所 管 課	水道計画課		
仕 様 書 等	閲 覧 等 の 方 法 及 び 開 始 時 期	電子配布 令和 8 年 9 月 7 日（月）から	
	質 問 受 付 期 間	令和 8 年 9 月 7 日（月）午前 9 時から 令和 8 年 9 月 1 0 日（木）午後 4 時まで	
	質 問 方 法	電子入札システム	
	質 問 回 答 期 日	令和 8 年 9 月 1 5 日（火）	
入札（見積）書受付開始日時		令和 8 年 9 月 1 6 日（水）午前 9 時	
入札（見積）書受付終了日時		令和 8 年 9 月 1 8 日（金）午後 5 時	
開 札 日 時		令和 8 年 9 月 2 4 日（木）午前 9 時 3 5 分	
開 札 場 所		水道庁舎入札室	
保 証 金	入 札 保 証 金	①. 免除 2. 入札金額の 5 /100 3. 適用なし	
	契 約 保 証 金	①. 免除 2. 契約金額の 10/100	
最 低 制 限 価 格		設定しない。	
そ の 他		—	

（注意事項）

- 入札（見積を含む。以下「入札等」という。）の無効
 - 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に定める入札参加資格がない者がした入札等及びさいたま市水道局契約事務規程に違反した入札等は無効とする。
 - 明らかに連合によると認められる入札等は無効とする。
 - 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札等は無効とする。
- 仕様書等の閲覧及び質問
 - 仕様書等の閲覧等の方法を「電子配布」とする場合は、入札情報公開システムの発注図書ファイルに掲載する資料を参照すること。
 - やむを得ない理由により、電子入札システムにおいて質問を行うことができない場合は、書面による質問書の提出（持参、郵送又は電子メール）を行うことができる。この場合、回答は電子メール又は文書にて行う。
 - その他入札等に関して質問のある場合は、事前に申し出ること。
- 入札等の方法

- (1) 原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札等に参加を希望する者が電子入札システムを利用できない場合は、郵送（一般書留又は簡易書留等）による紙での入札書等を受け付ける。その場合、事前に紙入札方式参加申請書を管財課に提出し、承認を得なければならない。
 - (2) 紙による入札等の場合は、入札書等は受付期限までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。郵送の際には、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書等を封入し、表側に件名、開札日時及び入札等参加者名を記載し、封かんすること。また、内封筒の裏側3か所に封緘印を押印した上で、郵送用の外封筒により送付すること。なお、郵送用の外封筒は、あて名を「さいたま市水道局業務部管財課契約係」とし、表側に「入札書等在中」と朱書きするとともに、入札等参加者の住所、名称（法人にあっては、法人名）を記載すること。なお、入札書等に記載する日付は開札日を記載すること。
 - (3) 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書等に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者又は見積提出者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書等に記載すること。
 - (4) 指名競争入札において、入札に参加する者の数が2者に満たないときは、入札の執行を中止する。
- 4 入札等の辞退
- 入札等の参加を希望しない場合には、入札等を辞退することができる。（電子入札システムにより辞退届を提出すること。ただし、電子入札システムを利用できない場合は紙による辞退を認める。）
- 5 開札の立会
- 入札等の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札前日までに届出書を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状を提出すること。
- 6 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として取り扱うものとする。
- 7 不調時の取扱い
- (1) 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結する場合がある。
 - (2) 再度入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。
- 8 落札とすべき同額の入札等をした者が2者以上いる場合
- 落札とすべき金額の入札等をした者が2者以上いるときは、直ちに電子くじにより、落札者を決定する。なお、書面により入札書等を提出する場合においては、入札書等に任意の3桁の数値を記入すること。
- 9 落札者の決定方法
- さいたま市水道局契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 開札結果

落札又は契約の相手方となるべきものがあつたときは、開札日に電子入札システムにおいて通知する。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知する。

また、開札結果については後日、入札情報公開システムに掲載する。

- 11 会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札等とし、紙入札参加承認申請書を入札書等の提出期限までに管財課へ提出し、承認を得なければならない。

12 問い合わせ

さいたま市浦和区常盤 6－14－16

さいたま市水道局業務部管財課契約係

電話：048－714－3080

メールアドレス：keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp